

一般社団法人福岡県社会保険医療協会に対する再生支援決定について

2020年2月25日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者について、本日株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第4項の規定による再生支援決定を行いました。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

一般社団法人福岡県社会保険医療協会（以下「再生支援対象事業者」という。）

2. 再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の名称

株式会社福岡銀行（以下「福岡銀行」という。）、桜十字グループ

3. 事業再生計画の概要

別紙参照

4. 買取申込み等期間

2020年2月25日（火）から

2020年3月10日（火）まで（機構必着）

5. 回収停止要請

法第27条第1項に基づき、すべての関係金融機関等に対して、上記4.に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、再生支援対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請しました。

6. 商取引債権の取扱い

再生支援対象事業者に対する再生支援決定にあたっては、事業再生計画において指定する関係金融機関等が再生支援対象事業者に対して有する金融債権について、金融支援の依頼が行われるものであり、商取引債権については、支援の依頼を行わないため、何ら影響はありません。

7. 再生支援決定についての機構の考え方

本再生支援決定についての機構の考え方は、次のとおりです。

(1) 支援の意義

再生支援対象事業者は、福岡県内において、7つの病院、介護老人保健施設（老健）、看護専門学校及びケアプランセンターや訪問看護ステーション等の介護サービスを運営しています。医療専門職を多数含む従業員1,870名を擁し、合計で1,154床もの病床を

有するなど、相応の体制を整えており、二次救急を中心に地域医療において重要な役割を担っています。

再生支援対象事業者が事業を継続できない状況に至った場合には、入院・外来患者、介護福祉施設の利用者、さらには地域社会に多大な影響を与えられることから、今般の機構による支援は、地域社会における医療・介護福祉サービスの安定的な供給に資するものであり、その支援意義が認められるものと考えます。

(2) 機構の役割

本件において機構は、①事業再生計画の策定支援、②関係金融機関及び再生支援対象事業者等の利害調整及び③経営人材等の派遣を予定しています。

※ 公表する理由

本件について公表を行うことが、再生支援対象事業者の信用を維持し、その再建に資するものであることから、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意の上で、公表を行うことと致しました。

(別紙) 事業再生計画の概要

第1 再生支援対象事業者の概要

① 再生支援対象事業者	一般社団法人福岡県社会保険医療協会
② 本部所在地	福岡市中央区天神三丁目7番31号N天神ビル
③ 設立日	1951年
④ 事業	病院、介護老人保健施設の経営等
⑤ 従業員数	1,870名(2019年12月末日現在)
⑥ 主な事業所	社会保険稲築病院 社会保険田川病院 社会保険大牟田天領病院 社会保険仲原病院 社会保険直方病院 社会保険二瀬病院及び介護老人保健施設 社会保険大牟田吉野病院
⑦ 取引銀行	福岡銀行 他

第2 支援の申し込みに至った経緯

再生支援対象事業者は、政府の要請に応じて、福岡県が炭鉱の従業員・家族の福利厚生及び炭鉱地域の環境改善目的に開設を決定した病院であるため、公的な意味合いを有する機関として運営がなされてきました。

しかしながら、3地域7病院にまで拡大した事業を運営するための経営体制を構築しきれなかったことや、人口減少への対応が遅れたことなどから、近年厳しい経営環境が続いておりました。

以上の状況を踏まえ、再生支援対象事業者は、主力金融機関である福岡銀行と協議の上、医療、介護福祉などの事業を展開する桜十字グループに支援を要請するとともに、機構に再生支援を申し込むに至りました。

第3 事業再生計画の概要

再生支援対象事業者は、機構、福岡銀行及び桜十字グループの三者による協調支援を受け、三者はそれぞれ経営人材を派遣します。

これにより、法人全体及び各病院における経営体制を見直し、病院ごとの特性に応じた運営を行えるようにすることで、引き続き各地域の医療に貢献していきます。

以上

＜本件に関するお問い合わせ先＞
株式会社地域経済活性化支援機構
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル9階
代表：TEL 03-6266-0304